

情報通信審議会 電気通信事業部会（第76回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年5月22日（火）13時30分～13時54分

於、総務省第1会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、

辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀

（以上6名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

森 清（総合通信基盤局長）、桜井 俊（電気通信事業部長）、

佐村 知子（総合通信基盤局総務課長）、鈴木 茂樹（事業政策課長）、

谷脇 康彦（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

松村 浩（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

(1) 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置等に係る規定整備）について

【H19.2.26 諮問第1166号】

(2) 報告事項

「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」について

開 会

○根岸部会長　ただいまから情報通信審議会 電気通信事業部会の第76回会議を開催いたします。

本日は、委員7名中、高橋委員が来られますと6名、現在でも5名ということでありますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置等に係る規定整備）について

【諮問第1166号】

○根岸部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。

本日の議題は答申事項1件と、報告事項1件の2件でございます。

それでは、答申事項より審議を行ってまいりたいと思います。

諮問第1166号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置等に係る規定の整備）について、審議いたします。

本件は、本年2月26日開催の当部会において総務大臣から諮問を受けまして、3月28日までの間、1回目の意見募集を行いました。その後、3月31日に提出された意見を公表し、4月13日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集でいただきました意見を踏まえまして、接続委員会で検討をしていただきました。本日は接続委員会での検討結果を主査の東海委員からご報告いただきます。

それでは、よろしく申し上げます。

○東海委員　それでは、債権保全装置等に係る規定整備について、接続委員会における調査検討の結果をご報告させていただきます。

本件は、お手元の資料76-1の後ろのほう、33ページから添付してございますように、昨年12月に総務省が策定をいたしました債権保全ガイドラインの趣旨を踏まえて申請されたものであり、接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払を怠り、

または怠るおそれがある場合に、債務の履行の担保を求めるための規定整備、その他所要の整備を行うため、NTT東西の接続約款の変更を行うものでございます。

具体的には、申請概要が26ページ以下に添付されているかと思いますが、27ページから30ページにございます主な変更内容に沿って、簡単にご説明をさせていただきますと思います。27ページの1の債務の履行の担保措置に係る規定の見直しといたしまして、1(1)①において、債務の履行の担保を要する場合を示しております。例えば、過去1年以内に支払遅延があった場合、直近の決算において債務超過である場合、信用評価機関の評価により債務の支払を怠るおそれがあるとの基準に該当する場合等でございます。このうち、信用評価機関の評価につきましては、NTT東西が基準を別に定めることとしております。

次に、①に該当する場合に担保を要する債務の額について、②にございますけれども、網使用料に関しては、支払が原則として利用月の翌月末払とされていること、接続停止予告通知までの期間、接続停止予告期間30日、接続停止までの期間等を考慮し、月ごとに想定される負担額の4か月分に相当する額と規定しています。これについては合理的な理由があれば減額されると規定しています。網改造料につきましては、接続協定が消滅するとした場合に、接続申込者が負担する額に相当する額となっております。このほか、③の工事費・手続費等、④の原状回復費用についても、前払または担保を求める旨、規定されています。このほか、1年を運用基準とした預託金の返還の規定、債務の履行の担保を求める場合の理由の通知等の手続等について規定をしております。

また、(2)にありますように、債務の支払を怠るおそれがあるか否か判断できないとき、いわばグレーゾーンのときは、NTT東西は協議を申し入れることができ、債務の支払を怠るおそれがあると判断するときは、債務の履行の担保を求めることができると規定しております。

また、28ページの2にございますけれども、接続事業者が債務の支払を怠るおそれがあるか否かを判断するために、NTT東西が接続事業者に対して必要な情報の提出を求める旨を規定し、当該情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとしてNTT東西が別に定める情報の提出を求められた接続事業者は、当該情報の提出を要するものとするという規定を追加しております。

そのほか、29ページの3にございますように、債務の履行の担保を要するいずれかの事由に該当する場合は、接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除き、

NTT東西は接続申込者からの接続申込みを承諾しない旨規定し、同ページの4にございますように、債務の履行の担保を要することになった接続事業者が支払期日までに支払が行われないときは、NTT東西が接続を停止することがある旨を規定する等、所要の規定整備を行うものでございます。

本件については、先ほど部会長からお話ございましたような形で意見募集を行いまして、11の意見が寄せられました。この件について、11日に接続委員会を開催いたしまして、検討を行ったところでございます。寄せられた意見に対する考え方につきましては、戻っていただきまして、2ページにございます接続委員会報告書の別添としていつものようにまとめておりますけれども、意見は、結構たくさんございまして、これについて全部お話ししていくことはできないと思いますので、主な意見と考え方についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページの意見の2でございますが、こちらは、「わずかな貸倒れのために多くの事業者に高額の前託金を求めることは、接続事業者への影響と比較してバランスを欠いており、変更案が認可された場合の影響についても十分検討されるべき」というご意見でございます。これにつきましては、接続事業者が債務の支払を怠るおそれがある場合において、NTT東西が当該接続事業者に債務の履行の担保を求めることは、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保する観点から妥当と考えられます。

他方、NTT東西が債務の履行確保のために講じる措置が接続事業者の事業に及ぼす影響等にかんがみ、総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、定期的（四半期ごと）にNTT東西より報告を受けまして、その検証を行っていただき、必要な場合には適切な措置を講ずることが適当というふうに整理させていただきました。

また、当該債権保全措置は1年間を運用基準としていることを踏まえ、当該検証は運用開始後2年間実施することとし、当該期間が経過した時点において、引き続き検証を行うことの必要性の有無について、総務省において改めて検討を行うことが適当であると整理いたしました。

それから、7ページに飛んでいただきまして、意見の6でございます。こちらは債務の履行の担保を要する場合として、過去1年以内に支払期日までに支払を行わなかったことがあるときを規定していますが、単なる事務処理上の遅延等の場合は対象としないことを明確化すべきというご意見でございます。これにつきましては、支払期日までに

支払を行わなかったことにつき、接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合については、支払遅延と言えないことは当然ですが、申請案の規定ぶりでは、形式上すべての場合が含まれることから、接続委員会におきましては、例えば、接続事業者の責めに帰すべき事由がない場合を除くであるとか、あるいは、正当な理由がある場合を除くといった趣旨を明確にするよう文言を修正することが適当であるという考え方を追記させていただきました。

それから9ページでございます。下のほうの意見の8でございます。こちらは第75条の3第1項第4号で、NTT東西が債務の履行の担保を要することとなる信用評価の基準をNTTが別に定めるとしていることに対し、その設定をNTT東西のみにゆだねると恣意的な運用が可能になる。また、NTT東西が別に定める信用評価の基準については、接続事業者も含めた検討や、総務省によるチェックが必要という意見でございます。これにつきましては、NTT東西が別に定める基準については、債務の支払を怠るおそれがあるときとの限定が付されており、接続約款上必要と考えられる水準は担保されていると認められることから、接続約款で認定された範囲内において、個々の信用評価機関の名称や、実際の運用にわたる部分において別途定めるとすることは、一定の合理性が認められると考えられるわけでございます。ただし、NTT東西が別に定める基準が、支払を怠るおそれがあると言えない場合を含むことにより、接続の業務において不当な運営を行っていると思われるときは、電気通信事業法第29条第1項第11号の規定に該当し、業務改善命令の対象になり得るものでございます。したがって、先ほど考え方2のほうで説明させていただいたのと同様に、総務省においてはNTT東西による債権保全措置の運用状況について検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じることが適当であると整理いたしました。

また、「なお」以下におきまして、NTT東西は別に定める基準の細目について、接続事業者向けに公表した上で、誠実に説明する必要があると整理させていただいたわけでございます。

それから21ページに飛んでいただきたいと思います。21ページの意見20をごらんいただきたいと思います。こちらは第48条の3第2項の規定により、NTT東西が接続事業者に提出を求める情報は別に定めるとされており、接続約款上は具体的に規制されていないため、NTT東西による恣意的な運用を排除する観点から、接続約款において明確に規定されるべきである。また、別に定める情報の内容については、総務省の

チェックが必要である、というご意見でございます。これにつきましては、NTT東西が接続事業者に提出を求める情報として別に定めるものについては、接続に関して負担すべき金額の支払を怠るおそれがあるか否か当社が判断するために必要な情報、また、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとの限定が付されており、接続約款上必要と考えられる水準は担保されていると認められるため、接続約款で限定された範囲内において、具体的な情報の内容を別に定めるとすることは一定の合理性が認められると考えられます。

ただし、NTT東西が別に定める情報の内容が、この限定を超えて必要とされる以上のものを含むことにより、接続の業務において不当な運営を行っていると思われるときは、電気通信事業法第29条第1項第11号の規定に該当し、先ほどと同様、業務改善命令の対象になり得るものでございます。したがって、先ほど考え方2及び考え方8で説明させていただいたのと同様に、総務省においてはNTT東西による債権保全措置の運用状況について検証を行い、必要な場合には適切な措置を講ずることが適当であるというふうに整理をいたしました。また、「なお」以下におきまして、NTT東西は別に定める情報の詳細について、接続事業者向けに公表した上で、誠実に説明する必要があると整理をいたしました。

以上が、変更案に寄せられた主な意見と、その考え方でございます。

1ページにお戻りいただきまして、接続委員会といたしましては、報告書の1にございますとおり、別添の考え方の6を踏まえまして、第75条の3第1項第1号において、接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を、本号の対象外とする趣旨を明確にすることが確保された場合には、認可することが適当と考えられるというご報告をさせていただくものでございます。

また、2にございますとおり、別添の考え方2、8及び20を踏まえ、総務省においてはNTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、運用開始後2年間、定期的（四半期ごと）にNTT東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講ずること。また、当該期間が経過した時点において、引き続き検証を行うことの必要性の有無について、改めて検討を行うことを要望事項とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら。よろしいですか。

それでは、諮問第1166号につきましては、今報告をいただきましたが、25ページが答申ということで、お手元の答申書（案）というのがありますが、このとおり答申したいと思います。

ありがとうございました。

(2)「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」について

○根岸部会長　それでは、続きまして報告事項ということで、競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインにつきまして、説明をお願いいたします。

○谷脇料金サービス課長　資料76-2に沿いまして、ご説明をさせていただきたいと思います。資料は表紙を取っていただきますと、横長のパワーポイントの概要版と、それからガイドラインの本体が別添という形でつけられております。ご説明は、横長の紙に沿いまして、ご説明させていただきたいと思います。

まず、横長の紙の4ページ目をお開きいただきたいと思います。この競争セーフガード制度の整備にかかわります経緯について書いております。これまでもご報告してまいりましたように、昨年6月に「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」ができております。その中で、ネットワークのオープン化など、必要な公正競争ルールの整備等を図るといふふうにされたところでございます。この趣旨につきましては、昨年の政府の骨太方針、それから9月の「通信・放送分野の改革工程プログラム」等を踏まえ、9月の「新競争促進プログラム」の中に施策として盛り込まれたところでございます。読み上げさせていただきますと、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化と市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。このため、プラットフォーム機能を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性について定期的（年1回）に検証することを目的として、競争セーフガード制度を2007年度、本年度から運用することとし、そのガイドライン等を06年度中に策定するとしたものでございます。なお、このセーフガード制度に係る検証結果については、情報通信審議会に報告するとともに、その検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限

りその活用を図るものとするところがございます。これを踏まえて、今回のガイドラインの整備をしたところがございます。

1 ページ目にお戻りいただければと思います。競争セーフガード制度の目的でございます。ご案内のとおり、市場環境の変化が非常に激しい状況でございます。IP 網への移行、あるいは市場の統合などが進展しております。こういう中で、現行、NTT グループに係ります公正競争要件といたしまして、過去のNTT再編成等のおきまます公正競争要件がございます。また、電気通信事業法に規制するドミナント規制というものが存在しております。こういったものを包括的に、現行の公正競争要件を定期的に検証する仕組みが必要であろうという問題意識でございます。現在は、必要に応じて検証するという仕組みになっております。これを定期的に検証していくという観点から、競争セーフガード制度を整備するということで、今般、運用ガイドラインを策定したものでございます。

スケジュール的に言いますと、この運用ガイドライン、4月18日に策定・公表しておりまして、本年度から運用開始するということになっております。7月ごろに意見募集を行い、その結果を踏まえて、私どものほうで検証結果の案を公表し、パブリックコメントをかけた上で、11月ごろを目途として検証結果を確定し、本審議会へご報告をさせていただくというプロセスを考えております。

具体的な中身でございますが、次の2ページ目でございます。今申し上げましたように、公正競争要件の適正性等を毎年検討するということでございますが、柱が2つございます。1つ目がNTTグループに係る公正競争要件の検証ということでございます。過去の公正競争要件ということでは、NTTドコモの構造分離、それからNTT再編の際のNTTコミュニケーションズの分離、こういったものがございまして、その際に、公正競争要件を付しております。こういったものについて、毎年1回、定期的にその妥当性について検証を行うというものでございます。あわせて、括弧書きに書いておりますが、NTT法に定めます活用業務の認可の条件についても、あわせて検証するというものでございます。もう1点、電気通信事業法に規定をしておりますドミナント規制、ボトルネック設備の範囲につきましても検証をするということがもう1本の柱でございます。

この2点を定期的に検証するということでございますけれども、その次のページ、3ページ目でございます。今申し上げましたNTTグループに係ります公正競争要件の検

証と、それから、ドミナント規制の指定設備の範囲の検証、これを一体的に検証するというところでございます。NTTグループの公正競争要件の検証につきましては、検証結果を踏まえて、必要に応じて措置を講ずるものでございます。また、指定設備の範囲につきましては、現行の指定設備の範囲につきましても、必要に応じて見直しをいたしますとともに、この現行の通信サービスレイヤーの上でございます認証課金等のプラットフォームレイヤーにつきましても、注視すべき機能というものを公表すること予定しております。これは、指定設備化するには至らないものの、今後の状況を注目しておく必要があるだろうというものについては、いわばウオッチリスト的にこれを公表するというものでございます。こういった評価を行っていく上では、現在、総務省において平成15年度から行っております競争評価の結果についても随時反映をし、これを生かしていくということで考えているところでございます。

概要は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

この1ページの、7月ごろに意見募集を実施して、検証結果案の公表と書いてある、こういうプロセスがありますが、この意見募集というのは、過去の公正競争要件とか、あるいは現在のドミナント規制というものがそもそも適切なかどうかということについてどのような意見を求めるわけですか。

○谷脇料金サービス課長　例えば、指定電気通信設備の範囲につきまして、見直しを行う必要があるかどうかという点が1つございます。また、現在公正競争要件として課しておりますいろいろな行為規律がございますけれども、例えば、これに合致していない事例の有無等々、具体的な意見募集を行う際にどういった中身について意見募集を行うのかについて、改めて明確にした上で意見募集をしたいと考えております。

○根岸部会長　ということは、現在の規制というか、あるいは要件というか、そういうものに適合しているかという問題もあるし、それから、そもそもそういう要件とか規制が適切かどうかと、2つがあるということですね。

○谷脇料金サービス課長　さようでございます。

○根岸部会長　どうぞ、ほかに。

○東海委員　今のことでちょっと確認させていただきます。参考の2というのが一番後

ろについてございますね。この枠組全体に関しての意見をいただくというご姿勢でいらっしゃるのですか。

○谷脇料金サービス課長 制度そのものの見直しということは、意見募集の対象としては考えておりません。むしろ、制度の適正な運用が行われているかどうかという点についての検証でございます。

○東海委員 はい。

○根岸部会長 ほかにどうぞ。よろしいですか。

この検証結果が確定いたしますと、こちらのほうにもご報告が来るということでございますので、またその際にご議論いただきたいと思います。

よろしいですか。ありがとうございました。

閉 会

○根岸部会長 それでは、本日の審議は終了いたしました。事務局、あるいは委員の皆様から何かご意見ありますか。

それでは、本日の会議は終了いたします。引き続き、本会議室でヒアリングを開催いたしますが、準備があるということでございますので、出席者及び傍聴者の皆様は、一度ご退席願います。

なお、次回の電気通信事業部会は6月21日（木曜日）午後4時から、低層棟1階第1会議室で開催予定でございます。

それでは閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。【[配付資料](#)】

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係 徳部、頓所

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール t-council@ml.soumu.go.jp